

概要

審査請求人に発病した「神経症性障害」は、業務上の事由によるものとは認められないとした事例

要旨

1 事案の概要

審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成〇年〇月に〇株式会社（以下「事業場」という。）に入社し、機器の設置作業等の業務を行っていたが、「異動による業務量の増大」、「上司によるパワハラ」、「過剰な労働時間」などの出来事が原因で「うつ病」を発病したとして、休業補償給付を請求したところ、監督署長は、当該精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

就職の前から精神障害を発病していたのであれば就業そのものが困難であり、数年に渡り全く問題なく勤務した後に状態が悪化したのであれば、病気が継続していたとは言えず、就職時点では治ゆしていたと考える。

3 原処分庁の意見

「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」に基づき判断すると、次のとおりである。

- (1) 請求人は、就職前の平成〇年〇月頃に「神経症性障害」を発病していたものと認められることから、業務上の疾病とは認められない。
当該精神障害発病時、請求人は学生であり、判断指針での検討は要さない。
- (2) 仮に、請求人が入社後の平成〇年〇月頃に精神障害を発病したとして本件を検討すると、請求人は、「異動によって業務量が増加した」、「上司から威圧的な言動などのパワハラを受けた」、「残業時間が多い」等訴えている。
請求人は、平成〇年〇月、セキュリティ関係の担当に異動となり、当該部署は3名体制から4名体制へと増員となったが、請求人以外の3名は、新入社員2名と協力会社社員1名であり、請求人が中心となり業務を行わざるを得なかった状況が確認されている。
一方、請求人が主張する上司のパワハラについては、上司と請求人との間に明確な対立が生じた周囲に認識されるような出来事は確認されていない。
また、恒常的な長時間労働も認められない。
従って、これらの出来事を総合評価しても、心理的負荷の強度は「強」には及ばない。
- (3) 業務以外の心理的負荷、個体側要因は、認められない。

4 審査官の判断

「心理的負荷による精神障害の認定基準」に照らして判断すると、次のとおりである。

- (1) 請求人は、事業場に就職する前の平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間、パニック障害（F41.0）、広場恐怖症（F40.0）と診断され、精神科に通院し、治療を受けている。
その後、請求人は、事業場に就職する直前の平成〇年〇月〇日から請求人が発病時期として主張している平成〇年〇月頃を含めた平成〇年〇月まで、別の精神科に通院している。
上記の診断を踏まえ、請求人はICD-10「F4 神経症性障害」を発病したと認められる。同精神障害について、請求人は就職前に一度寛解したと主張しているが、短期的に軽快したことが確認できる程度であり、寛解したとは認められない。
- (2) 請求人の発病時期は、就職前であり、認定基準での検討は要しないものであるが、請求人の主張に添って入社後の平成〇年〇月頃の発病と仮定した場合の、業務による心理的負荷の強度の評価について判断すると、次のとおりである。
ア 請求人は、本来、複数名で行うはずの業務内容を一人で行い、それを支援する体制の確立などが一切されていなかったと主張している。これについて事業場関係者は、「請求人は新たに配属された社員に教える立場であり、難しい作業を担当したことはあったと思うが、仕事量が偏ることはなかった。」と申述している。
イ 請求人は、上司からの威圧的な言動などパワハラを受けていたと主張しているが、事業場関係者からは、対立やいじめと認識される事実は確認できなかった。

- ウ 請求人が主張する発病時期前のおおむね6か月の間に、請求人は配置転換されている。この出来事の平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるが、作業内容に大きな変化が無く、配置転換の理由は妥当なものであるから、その強度は「弱」である。
- エ 以上のことから、請求人の主張に沿って、平成〇年〇月頃に発病したと仮定しても、心理的負荷の強度の総合評価は「強」に至らないと判断する。